

シップリサイクル規則及び関連検査要領（新規制定）並びに登録規則及び同細則，  
国際条約による証書に関する規則，鋼船規則 A 編，高速船規則  
並びに強化プラスチック船規則における改正点の解説  
（シップリサイクル条約）

## 1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付（外国籍船舶用規則）及び 26 日付（日本籍船舶用規則）制定シップリサイクル規則及び同日付一部改正により改正されている登録規則及び同細則，国際条約による証書に関する規則，鋼船規則 A 編，高速船規則並びに強化プラスチック船規則中，シップリサイクル条約に関する事項について，その内容を解説する。なお，本改正は 2025 年 6 月 26 日から適用されている。

## 2. 改正の背景

1998 年 11 月に開催された IMO 第 42 回海洋環境保護委員会（MEPC42）において，船舶の解体活動に関する安全上及び環境上の問題に対する懸念が指摘された。以後，IMO において，老朽船舶の円滑な解体及び船舶のリサイクルに関する環境・労働安全の確保について議論が重ねられ，2009 年 5 月，船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（HONG KONG INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFE AND ENVIRONMENTALLY SOUND RECYCLING OF SHIPS, 2009）が採択された。さらに，同条約の円滑な実施のため，有害物質一覧表の作成方法等を詳細に規定する各種ガイドラインが IMO 決議として策定されている。

同条約は 2023 年 6 月 26 日に発効要件を満たし，2025 年 6 月 26 日に発効することから，同条約及び関連 IMO ガイドラインに基づき，シップリサイクル規則を新規に制定し，関連規則も併せて改めた。

## 3. 改正の内容

### 3.1 シップリサイクル規則

各編における主な制定内容は以下のとおりである。

#### 1 編 総則

##### (1) 適用

条約に基づき，次の船舶を本規則の適用除外とした。

- (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
- (b) 船舶の寿命の間，旗国の主権又は管轄下にある水域でのみ航行する船舶

##### 【日本籍船舶】

日本籍の内航船舶について，シップリサイクル規則が適用される旨規定した。またその場合には国内法規にも適合しなければならない旨規定した。

##### 【外国籍船舶】

シップリサイクル規則に適合しない船舶であっても，本会が規則に適合するものと同等の効力があると認める場合は，規則に適合するものと見なす旨規定した。

##### (2) 用語

本規則にて使用される用語について，シップリサイクル条約及び関連 IMO 決議等に基づき定義した。

#### 2 編 有害物質一覧表に関する要件

条約附属書 2 章及び IMO 決議 MEPC.379(80) “Guidelines for the Development of the Inventory of Hazardous Materials”に基づき，シップリサイクル規則が適用される船舶に搭載しなければならない有害物質一覧表に関する要件を規定した。2 編における主な制定内容は次の(1)から(6)のとおりである。

##### (1) 適用

2 編の要件は船舶に関連するステークホルダー（造船所，機器供給者，修理業者，船主及び船舶管理会社）によって作成される有害物質一覧表に適用する。

- (2) 有害物質一覧表  
有害物質一覧表の構成、有害物質一覧表に記載すべき物質のその閾値、記載する必要のない物質を規定した。
- (3) 有害物質一覧表第Ⅰ部の作成  
新造船の有害物質一覧表については、船舶の設計段階から新造船は造船サプライチェーンの供給者（機器供給者、部品供給者、材料供給者）からの情報を基に作成する旨規定した。一方で、現存船の有害物質一覧表については、新造船と同様の方法に加え、実船上でのサンプリングと情報分析により作成する旨規定し、サンプリングの方法等に関して要件を規定した。
- (4) 有害物質一覧表第Ⅱ部及びⅢ部の作成  
船舶の解体前に作成されなければならない有害物質一覧表第Ⅱ部及びⅢ部について、記載すべき物質等について規定した。
- (5) 有害物質一覧表の適合性確保のための要件  
設計及び建造段階での有害物質一覧表の更新・維持については造船サプライチェーンの供給者から提供される供給者適合宣言及び材料宣誓書を参照することで確保されなければならない旨規定した。運行段階については、船主は有害物質一覧表の維持のため責任者を指名しなければならず、責任者は有害物質一覧表を適切に更新するための手順を作成しなければならない旨規定した。
- (6) 有害物質一覧表の作成及び維持に必要な文書（材料宣誓書、供給者適合宣言）  
有害物質一覧表の作成、維持、更新に必要な材料宣誓書及び供給者適合宣言に関して、記載すべき情報について規定した。

### 3 編 船舶に関する要件

条約附属書及び IMO 決議 MEPC.222(64) “Guidelines for the Survey and Certification of Ships Under the Hong Kong Convention”に基づき、有害物質一覧表に関する船舶の検査及び船舶リサイクルのための準備に関する要件を規定した。3 編の主な制定内容は次の(1)から(3)のとおりである。

- (1) 検査  
条約附属書 10 章に基づき、検査の種類を初回検査（有害物質一覧表作成時に行う検査）、更新検査（5 年を超えない間隔で行う定期的な検査）、追加検査（機器の交換等有害物質一覧表に影響する変更があった場合に行う検査）、最終検査（船舶のリサイクル前に行う検査）、不定期検査（船舶の現状確認が必要な場合に行う検査）の 5 種類とする旨規定した。併せて、検査の実施時期、更新検査の繰り上げ及び延期等に関する事項を規定した。
- (2) 検査の要件  
上記 5 種類の検査について、検査申し込み時に提出しなければならない書類及び検査項目について規定した。
- (3) 船舶のリサイクルのための準備  
リサイクルされようとする船舶について、有害物質一覧表を完成させなければならない等リサイクル実施時の要件を規定した。

### 4 編 報告の要件

条約附属書 4 章に基づき、船舶のリサイクル開始時の通知及びリサイクル完了時の報告に関する要件を規定した。4 編の主な制定内容は次の(1)及び(2)のとおりである。

- (1) リサイクル実施時の通知及び報告  
船舶のリサイクルを行おうとする船主は、リサイクルを実施する旨を適切な時期に旗国主管庁に申請しなければならず、船舶のリサイクル施設はリサイクル開始予定を所管官庁へ報告しなければならない旨規定した。
- (2) リサイクル完了時の報告  
船舶リサイクル施設はリサイクルが完了した際に完了通知書を発行し、所管官庁へ報告しなければならない旨規定した。

### 附属書

条約付録、IMO 決議 MEPC.379(80)及び MEPC.222(64)に基づき有害物質一覧表に係るガイダンス的内容を規定した。具体的には、有害物質一覧表の作成過程の例、有害物質特定のための試験方法、各種標

準様式（有害物質一覧表，材料宣誓書，供給者適合宣誓書）等を規定した。

### 3.2 シップリサイクル規則検査要領

検査要領には，本会が船舶リサイクル施設を承認する場合には，条約附属書 3 章及び IMO 決議 MEPC.211(63) “Guidelines for the Authorization of Ship Recycling Facilities”を基に規定した附属書の要件を標準とする旨規定した。その他にも IMO 決議 MEPC.210(63) “Guidelines for Safe and Environmentally Sound Ship Recycling”を基に，船舶リサイクル施設計画の様式等を附属書として規定している。

MEPC.211(63)による附属書の各章における主な制定内容は以下のとおりである。

#### 附属書 船舶リサイクル施設に関する要件

##### 1 章 審査

船舶リサイクル施設の審査（初回審査，年次審査，更新審査，臨時審査）に関する要件を規定した。

##### 2 章 承認

船舶リサイクル施設の承認後に発行する適合鑑定書の有効期間等について規定した。

##### 3 章 船舶リサイクル施設

船舶リサイクル計画や安全かつ環境上適正な有害物質の管理など，船舶リサイクル施設に対する要件を規定した。

### 3.3 その他の規則／細則

#### (1) 登録規則／同細則

##### 【日本籍船舶】

登録規則 2.1.1-1.において，「有害物質一覧表」を加え，同規則細則 3.1.3-1.において，シップリサイクル規則の規定に適合する有害物質一覧表第 I 部を備えた場合には設備符号“IHM”を付記する旨規定した。

##### 【外国籍船舶】

日本籍船舶用規則と同様に，登録規則 3.1.1 へ「有害物質一覧表」を加え，同規則 3.1.2 へ設備符号“IHM”を規定した。

#### (2) 国際条約による証書に関する規則

##### 【外国籍船舶】

有害物質一覧表が備えられている船舶に対し発行する「国際有害物質一覧表証書」及び「国際リサイクル準備証書」に関する規定を明記した。

#### (3) 鋼船規則 A 編／高速船規則／強化プラスチック船規則

##### 【日本籍船舶】

有害物質一覧表に対する要件は，シップリサイクル規則による旨規定した。